

宮城県告示第八百十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年八月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 起業者の名称 登米市
- 二 事業の種類 登米市東和総合運動公園テニスコート拡張整備事業及びこれに伴う附帯事業
- 三 起業地
 - 1 収用の部分 宮城県登米市東和町錦織字小童子地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由
 - 1 法第二十条第一号の要件への適合性について
登米市東和総合運動公園テニスコート拡張整備事業及びこれに伴う附帯事業（以下「本件事業」という。）のうち、登米市東和総合運動公園テニスコート拡張整備事業（以下「本体工事」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する。
また、本体工事の施行に伴う附帯事業として行う歩道工事については、同条第三十五号に該当

する。

したがって、本件事業は法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である登米市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

登米市は、「登米市総合計画」及び「登米市スポーツ振興計画」において到達目標を「種目ごとに拠点を設け、住民主体によるスポーツゾーンの形成を目指す」としてスポーツ活動を推進するためスポーツ施設の有効活用を促進しており、各地域の拠点施設の整備が具体的に計画されている。その計画の一つに登米市を代表するスポーツゾーンとして位置づけられている登米市東和総合運動公園内のテニスコート拡張整備が掲げられている。

登米市では、各種スポーツの活動が活発であり、その中でもソフトテニス、競技人口が多く、中学校の部活動としては部員数が最も多い。市内のテニスコートの状況をみると、登米市東和総合運動公園内のテニス場には四面のコートがあるものの他の施設は三面以下であり整備状況もよくない。これらのことから活動する場所の改善、確保が求められているところであり、特に、中学校の公式大会においては参加人数が多く、現在は、一つの会場ではコート数が不足するため、会場を分散して開催しており各会場同士の進捗状況の連絡や会場移動、次試合までの待ち時間等様々な面でロスが生じているほか、会場間を移動する際の選手や関係者等の事故等が懸念されるなど大会運営に支障を来している状況である。

本件事業は、登米市東和総合運動公園にある既存のテニスコート四面に新たに4面のコートを増設し合計八面のコートとし、更には敷地内にクラブハウスを整備し、大会運営のみならず会議、集会の場として活用するものである。また、中学校の大会のみならず本施設で開催していた小学生の大会や市民大会についてもスムーズな大会運営が図られることになり、本施設を会場とする新たな大会の開催も見込まれている。

このように登米市東和総合運動公園が登米市のスポーツゾーンとしての位置づけが確立され、他種目のスポーツ愛好者の交流の拠点となることで市内はもとより広域的に利用されることが期待されるなど登米市総合計画の柱の一つである「豊かな心と個性を育むふれあいのまちづくり」として推進するスポーツを通じた青年、青少年等の健全な人間形成に寄与する手段であると認められ、その結果、得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業地において、希少動植物や文化財等は確認されておらず、また、工事施工中の騒音については、騒音規制法に定める規制基準を遵守することから影響は軽微であると認められる。

(三) 代替案について

本件事業の起業地は、既存施設を生かしながら拡張整備する計画のため近隣の土地であることを条件に利用者の利便性や周辺環境などを考慮して選定された三候補地について比較検討を行い、造成工事が容易で事業費が安価であることなど、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案し決定されており、合理的なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに(三)で述べたとおり本件事業の起業地は代替案と比較して合理的なものと認められることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

参加者の多い大会での分散開催は、非効率であるほか、会場間の移動の際の事故が懸念される等、拡張整備を求める声が多いことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、施設の目的を実現するために必要な最小限の範囲であると認められる。また、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から 4 までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足するものと判断されるため、同条の規定に基づき事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 登米市役所（総務部総務課）